

Title	労働者の組織
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.1 (1910. 1) ,p.35- 50
JaLC DOI	10.14991/001.19100115-0035
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100115-0035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100115-0035</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

34  
ひながら、最近一百年間全く増資を行はざる二箇の事實を對照するとき、自らは自ら中央銀行増資の價值如何を測定するに難しとせず。日本銀行たるもの百年前に英蘭銀行の爲したる所を學びて可なるの理あらんや。

## 労働者の組織

氣 賀 勘 重

一、  
労働者保護を目的とせる工場法案なるもの曩日公表せられて近く帝國議會の議に附せられんとす。而して世間の之に對する批評は區々たるが中にも、一般に之が必要を認むるものゝ如し。法案の内容を観れば單に婦女及び年少者の労働時間限定を主眼とせるものにして、労働者に對する立法的保護の初歩の一階段に過ぎずと雖も、兎に角労働者の地位進捗の必要の廣く一般に認めらるゝに至れるの徴證として吾人は之を慶するに躊躇せず。然りと雖も労働者保護の眼目たる國民衛生の上より之を観るも將た又労働者自身の直接の利益より之を観るも婦女及び年少労働者の保護は未だ以て充分の策と云ふを得ず。壯年労働者の保護理想的なる工場法の制定も亦未だ以て充分と爲すを得ず。眞に労働者の地位を

36 高め多數民衆の福利を増進せんと欲せば働働者をして自ら衛り自ら進むの精神を養ひ、自主自衛の實力を備へしめざる可らず。社會各方面の人士に於けると等しく、働働者に取りても其地位進捗の爲に最も必要且つ有效なるは自發的活動なり。自ら衛るの精神なく實力なき者を單に他働的方法に依りて保護するは勞多くして效果甚だ少なきを免れず。働働者に對する立法的保護は働働者の自發的自衛的行動と相待ちて初て能く其目的を達するを得可し。有名なる獨逸の一工業監督官嘗て曰く直接の關係者就中被保護者たる働働者自身が工場法の執行を幫助し、其執行機關に後援を與へ、該機關の監督助成なきも能く自ら完全に法律規定の遂行を期し得可しと爲すほどの信念を抱かざるが如き場合には最良の監督官も何等の成績を擧げ得るものに非ず云々と。立法的保護規定の遂行すら尙ほ且つ斯の如し。況んや保護規定以上に更に一步を進めて働働者の地位を安全確實ならしめんとするに於てをや。是に於てか吾人は工場法案の發表に依り世間の注意漸く働働者の地位進捗策の上に注がるゝの今日に際し、働働者自衛の策として將た又働働者をして、自發的自治的精神を起さしむるの手段として働働者の

組織團結の必要なる次第を一言するの要あるを覺えずんばあらざるなり。

二

臨終の枕邊に兒子を招き、先づ一矢づゝ十矢を折らしめて、然る後更に十矢一束を折るを試みしめ、其折れざるを見て一門協力の必要を諭せりと云ふ古英雄の逸話は云はずもあれ。生存競争上一致協力の必要なる次第は、古來少しく智慮ある者の一般に悟了せる所にして、優等種族の競争場裡に勝を制せる所以の主として此組織團結の鞏固なるに基因せるものなることは敢て學者を俟ちて後初て知られたるの事實に非ず、従て敢て復た働働者の爲に特に一致團結の必要を説くの要なきが如しと雖も、然かも、現經濟社會の組織より觀れば吾人は他の階段に比して殊に働働者の爲に此團結の必要あるを思はざるを得ず。蓋し他階級の人士と異なり、働働者に取りては一致團結は經濟的競争場裡に於ける唯一の武器、唯一の自衛手段たるものなればなり。現社會に於ける働働者の地位は實に他に自衛手段の頼む可きものあらざるなり。

由來、個人の自由と個人の自家責任を以て各人の處世を律するを根本的原則と

83 せる現經濟社會に於ては、労働關係は原則として自由契約の定むる所に委せらる、從て労働者の地位も亦企業家と労働者の間に任意的に締結せる契約に依りて定めらるゝ次第なり。契約の條件意に満たざれば労働者は企業家と等しく或は之を拒否し得可く或は其變更を相手に要求するを得可し。契約條件の取捨の自由既に斯の如く自家の權内に存する以上、労働者は能く充分に自家の利益を守るを得可く、從て此制度は企業家に取りても將た又労働者に取りても各自最も利益と認むる行動に出で、各自の實力に應じて最大の利益を確保するを得せしむる最良の策たるの觀なきに非ず。往年經濟學者が自由主義、個人主義の現經濟制度を謳歌して各人の能力を自由に發展せしめ、各人をして最も多く社會に貢獻せしむるの制度と爲せる所以のものは、畢竟斯る外觀に眩惑されたるの結果に外ならざるなり。然れど是れ形式上のことのみ。形式上より觀れば労働者と企業家は對等の地位に在り。企業家の合同一致以て壓力を労働者に加へざる以上、労働者も亦敢て團結以て企業家に對するを必要とするとなかる可し。自由主義に心酔せる當時の當路者が、企業家及び労働者に對して等しく結社を禁止せるも決して宜ならずとせず。

然りと雖も事實上より觀れば兩者の地位權力は決して平等なるものに非ず。而して地位權力平等ならざる者の間に於ける契約は決して對等なるを得るものに非ず、對等ならざる契約は自由契約の名あるも事業上自由の實なきを免れず。獅子ライオンの割前シエラと云ふ西諺は這般の消息を示すの好比喻なり。一般の企業家を以て百獸の王に比するは或は誇張たるを免れざる可きも、兎に角能力は權利なりと云へる、キゾーの金言は此場合に於ても其實を見る可く、實力薄弱なる労働者は一般に企業家に對して充分に其權利利益を確保する能はざるの憾なきを得ざるなり。試に之を説かんか。企業家と労働者は法律上對等の權利を有すと雖も、企業家の要求條件を甘諾し、其雇傭する所と爲ると否とは労働者に取りては所得の得喪の依て分るゝ所、否な多數の徒輩に取りては死活の依て分るゝ所たるなり。然るに企業家に取りては二三労働者を雇傭すると否とは概して甚だしく重大の問題に非ず、殊に大企業家より觀れば事業の進行にすら殆ど影響せざる程の些事なり。勿論、労働者全部を失ふに於ては、企業家は事業を營む能はず、從て自家の經濟的存立を危うせらるゝの危険なきに非ずと雖も、企業家をして斯る危険を感せしむる

40  
は一企業の下に於ける労働者全部が一致團結一體として其去就を共にする場合に限れり。一部労働者の個々の去就進退は決して甚だしく企業家に痛痒を感せしむるものに非ざるなり。元來企業家と労働者は相互相依り相補ふの地位に在りて固と對等の作用を爲すものなりと雖も其對等の實あるは一企業家と該企業家の下に使用せらるゝ労働者全部との間に在り。一企業家と各労働者との間に存するの事實に非ざるなり。此點より觀れば一千人の労働者を使役せる一大企業家に對する一人の労働者の實際の權力は該企業家の一千分の一に相等すと云ふを得可く、一千人の労働者一致結合して初て一企業家と對等の權力を具ふるを得可き計算なり。個々の労働者の自由に締結せる労働契約が對等契約の實なくして却て企業家をして所謂獅子の割前を得せしむるに終り、労働者各自の自由を拘束せる團體的契約が著しく對等契約に近き實を擧ぐるを得せしむる所以のものは要するに斯る事情あるが爲なり。労働者をして法律上賦與されたる自由契約の利益を確保せしめんが爲に、換言すれば労働者の自衛の爲に一致團結の必要なる所以亦た多言を要せずして明なる可し。

一企業の下に於ける労働者悉く團結せりとするも、企業家對労働者の抗爭に際しては企業家は曠日持久の能力に於て遙に労働者に勝るの利益あり。加ふるに企業家に比して労働者の數遙に多きの事實は企業家をして容易に他に代用労働者を求むるを得せしむるの便あり。企業の規模漸く廣大に赴きて企業家に對する各個労働者の地位の懸隔愈々甚だしきを加へ來れる現今の社會に於ては、労働者は一致團結以て適當の組織を設くるに非ざれば自家の利益を確保すると益々難きを免れざる可し。勿論企業家は悉く自家の利益を恣にして労働者を虐使せんとする者のみに非ざる可しと雖も、相互競争の壓力は多數の企業家を驅りて又本意ながらも労働者の利益を侵害するが如き舉に出でしむるを免れず。立法的保護の効力の及ばざる勞銀問題の如き方面に於ては殊に然り。吾人が今日労働者の爲に特に團結組織の必要を認むる所以實に此に存せり。

41  
企業家に對する労働者の團體として現今最も進歩せるものは労働組合なる可し。而して労働組合にも數種ありて、或は同種同職の労働者のみの團結を主とせ

る英國式の組合もあれば、又同種企業の下に労働せる各種の労働者一切を結合せんとする米國式の組合もあり。國に依りては各種各職業の労働者一切を糾合せんとする社會黨的の組合を見るが如き有様なれども、併し労働者の團結組織は單に斯る對企業家的組合のみに止らず。社交を目的とせる團體もあれば相互共濟を主眼とせる組合もあり。單純なる利益代表團體もあれば智識交換の團體も可能なる可し。從て團體の施設亦種々なりと雖も、組織の種類及び施設方法に就ては今一々詳に之を論ぜず。何れにもせよ、労働者の間に一致團結の組織存するの一事は労働者の利益促進の爲に資する所決して少なからざる可し。蓋し、團結の目的及び方法の如何に依り其効果に多少の相違あるは勿論なる可きも、兎に角、利害境遇を等おせる多数人士の結合せるの事實は、時に臨んで労働組合的の行動に出づるを容易ならしめ、労働者の地位を安全確實ならしむるに多少の資する所ある可ければなり。乞ふ少しく之を説明せんか。

先づ第一に企業家に對する労働者の地位が團結に依りて鞏固を加ふるに至るは上來の所述に照して略々明なる可し。組織鞏固なる労働者の團體が企業家に對して殆ど對等の權力を具備し、労働契約の締結に際して労働者の利益を確保するの效ある可きは勿論、縱令團結の左程鞏固ならざる團體と雖も、多数相結べるの一事は自ら企業家をして孤立孤行の各個労働者に對するよりも其利益を敬重せしむるの實なきを得ず。何となれば多少氣脈相通せる労働者に對する過度の壓迫は容易に其労働者輩をして企業家に反抗する鞏固なる團體に變せしむるの虞ある可ければなり。而して企業家が斯く労働者の意志を尊重すること愈々加はるに従ひ、労働者は復た益々企業家の命に唯々是れ従ふの要なきに至り、自家の利益上より打算せる労働条件を主張し得可きが故に、労働条件は自ら多少改良する所ある可く、又斯くて改良されたる労働条件は單獨労働者の孤立孤行、企業家と直接交渉して達し得たる改良条件よりも、企業家の任意の變更改悪を蒙ること少なかる可し。換言すれば直接又は間接に同業者の團體の後援ある場合には労働者は労働条件改良の目的を達すると容易なる可きのみならず、一度改良されたる條件を維持永續することも亦大に容易なるに至る可し。是れ労働者の團結より生ずる直接の一大利益なり。

之と同時に外、社會一般に對しても亦労働者は團結に依りて大に勢力を加ふるに至る可し。眇たる一労働者の不平、些々たる一徒輩の主張は概ね世間の顧慮する所と爲らざるの常なるも、既に一團體、一組合の主張宣言と云へば多少世間の耳目を惹くの實あり。殊に有力なる組合が利益代表團體として組合員の利益を主張擁護するに於ては其効果の大なること到底各人一騎打の行動の比に非ざる可きは論を俟たず。例令ば労働者に有利なる法律の規定の企業家の爲に侵犯せらるゝとあるも、労働者に自家の利益を擁護するの組織なきに於ては其侵犯は多くは不問に付せらるゝを免れざる可きが如し。鞏固なる労働組合の其傍に立ち労働者に有利なる法律規則の勵行を監視督勵するあるの邦國に於て、労働者保護の規定の効果著しく、之に反して労働者の組合なき場合に於ける保護規則の徒に有名無實に歸せんとするの狀あるが如きは蓋し之が爲なり。多年労働者保護の衝に當れる老工場監督官が保護規則の勵行に労働者の後援の必要なる次第を切言せるも亦宜なりと云ふ可し。民主的なる當今の社會に於ける労働者の利益促進に社會一般の後援の必要なるは論ずる迄もなく、而して此社會の後援を得んが爲

に労働者の組織團結の必要なるは正に斯の如きものあるなり。

然れど團體組織が労働者の爲め將た社會の爲に利益なるは如上の二點よりも寧ろ労働者自身の啓發訓練の手段たるに在り。自家の後に一致團結せる同業者の團體を控へ、自家の要求の正當なる場合に於ては其團體の後援を得るの望あるの事實は自ら労働者各自をして自家の地位を覺知せしめ、大に自重心を覺醒せしむるものあるは勿論團體を組織して労働者自ら或は其團體の事務當局者として種々の事務と複雑なる組織の難局とに當り、或は責任ある議員として組合の會議に列席し、複雑なる利害問題を討議するの局に當り、將た或は團體が責任ある代表者として社會の他の方面の人士と折衝することある等の結果は自ら労働者をして自治の風を習得せしむるの實あり。而して此自治の風習は労働者をして單に被備者として殆ど學習するを得ざる幾多の智識及び能力を習得せしむるの效あるなり。要するに自重心の啓發と自治的能力の養成とは労働者の人格を高め、其能力の發展を充分ならしむるが爲に必要な一大要件にして、社會教育上輕視す可らざるの一大利益と云ふ可く、其利益の及ぶ所は決して労働者自身の上のみに

46 止まらざるなり。蓋し之が爲に労働者なる一新階級が初て公行政に參與し得るの能力を備へ來り、此に政治の上に一新要素を加ふるに至る可く、其結果公行政が動々もすれば偏頗なる階級政治の性質を現はして社會の一部階級の利益のみを目的に事を決することあるが如き弊害を阻止するに至る可ければなり。一般の政治が益々民主的傾向を帯び來れる當今に於ては殊に然り。健全なる社會の發達は自治的能力を備ふる人士の數多きを加ふるに従ひ益々完全なるを得るものなりとせば、労働者の團結の社會發達上必要なること復た多言を要せざる可し。

## 四

然りと雖も效用の側面には多少の弊害なきに非ず。殊に労働者の未だ自治的風習に慣熟せざる社會に於ては労働者の團結は動々もすれば常軌を逸せるの行動に出で、常に企業家本來の利益を侵害するのみならず、甚だしきに至りては社會の安寧秩序を紊すが如き舉動に出づること世間其例に乏しからず、同盟罷工が往々にして種々の暴舉暴動に馳するが如きは即ち是なり。之を以て諸國從來の政策は多く労働者の結社を禁止せるの風あり。労働關係が一般に公法的規定に

依りて律せられたる職業組合制度の時代に在りては、團結して公法規定以外の労働條件を強要するが如きは恰も公法に對する一種の背叛と看做す可く、從て斯る強要の嫌ある結社を禁止せるも強ち不當と云ふ可らざる次第なるも、労働條件の公法的規定一般に廢止せられたるの今日に於ては、斯る禁令は全く其存續の理由を認むるを得ず。結社は個人の自由を拘束するの弊ありとの説なきに非ざるも、團結に依りて労働者の蒙る自由の束縛が地位の孤立的なる爲に蒙る其束縛よりも遙に忍ぶ可きものなる次第は、曩に述べたる所に依りて明なる可し。其状恰も労働者保護法の規定の自由拘束が事實上労働者の自由の束縛を増加せずして却て企業家の爲に加へらるゝ其束縛を緩うするの實あるが如し。企業家は縱令ひ結社の禁に會ふも其數割合に少なく且つ社交上其他の會合を利用して容易に結社に等しき實を擧げ得可く、從て敢て其禁令の爲に労働者に對する自家の地位を薄弱にせらるゝが如き虞なしと雖も、労働者に至りては即ち然らず。團結結社は企業家に對する其唯一の權力手段たり。從て結社の禁止は獨り労働者に對して此唯一の權力手段を褫奪する偏頗の處置たるを免れず。各國が十九世紀中に於

48  
て漸次此禁を解くに至れるは眞に宜なりと云ふ可し。されば、結社團結の自由は原則上今日一般に認容さるゝに至れりと雖も、多少の法律的並に行政的制限の今尙ほ依然として之に加へらるゝの風あるは實に遺憾と云はざるを得ず。敢て労働者の結社に對して特に法律上又は行政上の便宜を與ふるの必要は吾人之を認めずと雖も、労働者の結社に對して多少他の結社以上の制限を加へんとするは頗る不公平の處置と云はざるを得ず。少なくとも爾餘普通の結社と等しく之を取扱ふこそ至當の處置と云ふ可きなれ。特に下級者流の團體として之を制限するは労働者の人格を無視し、其精神的上進を抑壓するの弊あり。立法上將た行政上の手段として取る可きの策に非ざる可し。

## 五

要するに、労働者の地位促進と云ふ點より觀れば工場法其他の立法的労働者保護は外科的手術の如く、而して之に對して労働者自身の組織團結は強壯劑たるの狀あり。身體内部を強壯にするを謀らずして徒に外科的手術のみに訴へんとするは醫療の良法に非ざると等しく、工場法のみ依りて労働者の地位上進を謀ら

んとするは決して策の得たるものに非ざる可し。工場法の必要なると等しく労働者の團結組織も亦甚だ必要なり。而して労働者自衛の手段として之を觀れば労働者の結社は恰も利刀の如し。劍道未熟の徒輩に利刀を利用せしめんとすれば往々にして人を害し自己を傷ふとあるを免れざると等しく、訓練少なき労働者をして團結せしむれば往々暴舉暴動に出で、他を害し自己を損ふことあるなきを保せざる可し。然りと雖も、此危険損傷を恐れて全く之を利用せしめざれば労働者は永く自衛の手段を失ひ、其地位の安固上進の途永久に杜塞さるゝを免れず。是に於てか吾人は労働者をして此利器の利用に慣熟せしむるの必要を感せざるを得ず。労働者の自覺心未だ發達せず、自重自治の風習闕如せる我邦の労働者の爲には特に其必要あるを覺ゆるなり。

49  
労働者の智識能力幼稚なる我邦の現状に於て漫然労働者に團結を勧め、而して其團體の行動を一に労働者輩の任意に放任するは勿論、利器濫用の危険あるを免れざる可きも、智識能力の幼稚なると共に企業家に對する敵愾心も亦未だ著しく發達せざる今日に於て、勉て之を善導し、其組織の運用に慣熟するに盡力せば、結果

50  
は却て良好なるものある可し。今は徒に労働者の無能無節制を云爲して其組織を妨害又は抑制す可き時に非ず。世の先覺者たる者は先づ翼進的態度を取りて之に蒞む可きなり。自家の利益確保に注意周到なる労働者を使役するは企業家の爲に一大不快たるの觀なきに非ずと雖も、能く自他の地位責任を覺知し、知慮あり節制ある労働者を使役することの却て無智無節制なる徒輩を驅使するよりも有利且つ容易なることは労働組合の發達せる邦國の企業家の一般に認識せる所なり。先覺の企業家たる者若し自ら進んで労働者の組織に對して翼進的教導的態度に出で、労働者の組織に對して抑壓的敵對的精神を抱くことなく、却て労働委員會共濟的團體其他の平和的組織を鼓舞推奨するの舉に出でば労働者の地位翼進と労働關係の平和的調理とは兩ながら之を達し得るに庶幾らんか。労働者に對しては勿論、世間先覺の識者企業家に對しても亦此組織と其善用慣熟とに盡力せられんことを望むや切なり。

## 人生の意義及び價值

(第三回)

(ルードルフオイケンの新人生觀)

川合貞一

### 一 藝術家的主觀主義の人生觀

51  
自然主義及び社會主義の潮流は現代の文化生活に於いては多く結合して共同の結果を生じてゐる兩者は差別があるには相違ないが頗る近似したもので孰れも直接的存在を以つて人間の唯一の世界としてゐるのみならず生活をば全然環境に對する關係の中に置き自然科学的工藝的と實際的政治的との差はあるが兎に角外界に對する勤勞よりあらゆる幸福を豫期してゐるのであるかくて兩系統の文化なるものは全く勤勞文化アイトケルツァの性質を帶んでゐるのである所が勤勞文化に於いては努力の向ふ所は何等かの働を爲し思惟の向ふ所はよりよき將來を來さんとするに在るそこで疑が起つて來ると云ふのは吾々は一體無心な文化の過程の器械となり手段となつて役立つが爲めに存在するものであらうかと云ふことである一度かゝる考が起つて來ると文化の目的が疑はるゝやうになり勤勞其物も